

令和5年度第3回調布市青少年問題協議会次第

日時 令和6年2月1日（木）
午前10時から11時30分まで
場所 調布市役所5階市長公室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 令和5年度調布市青少年表彰式について

4 協議事項

- (1) 令和6年度調布市青少年表彰の実施スケジュールについて

5 情報交換

- (1) 第3期調布っ子すこやかプランの策定について
- (2) 市内小・中学校における不登校の現状及び対策について
- (3) 調布警察署からの情報提供
- (4) 多摩児童相談所からの情報提供
- (5) 中学校校長会からの情報提供

6 その他

【資料】

- ・資料1 令和5年度調布市青少年問題協議会委員名簿
- ・資料2 令和5年度調布市青少年表彰式の概要
- ・資料3 令和6年度調布市青少年表彰実施スケジュール（案）
- ・資料4 調布市青少年表彰規程
- ・資料5 調布市青少年表彰における表彰者選定に係る内規
- ・資料6 第3期調布っ子すこやかプランの策定について
- ・資料7 市内小・中学校における不登校の現状及び対策について
- ・資料8 児童相談所から

【次回会議】

日程：令和6年7月上旬 午前10時から11時30分まで
会場：調布市役所5階 市長公室

令和5年度 第3回調布市青少年問題協議会報告

1 開催日時 令和6年2月1日（木） 午前10時から

2 会場 市長公室

3 出席 (1) 委員 12人
(2) 事務局 6人

4 会長挨拶

会長： おはようございます。第3回調布市青少年問題協議会，御多忙の折，御参集いただきましてありがとうございます。

2月1日だから，ちょうど1か月前があの大激甚災害だったわけでありましてけれども，そのせいか，1月は早かったなど。あのニュースを連日のように見て，本当にお気の毒な状態をいろいろ，我々もどんな支援ができるかなどと考えているうちに，あっという間に1か月，1月が終わったなという気もいたします。お悔やみ及びお見舞いを申しあげるとともに，全国の自治体がいろいろな支援を考えています。調布市はあのエリアの北陸の中で富山県富山市と，災害のとき，長距離の相互支援協定を結んでいるのです。ですから，まず富山市に聞きました。すぐに何かサポートさせていただくことはありますか。そうしたら，うちは幸い大したことはなかったと。石川県を助けてくれと言われて，それで石川県にコンタクトして，ホームページに救援に必要な物資が書いてあるので，それにすぐアクセスして，毛布と簡易トイレと，それから要配慮者用のマットはすぐに送れますと，個数も含めて，向こうに投げたのです。ただ，御承知のとおり，今までの大きな災害も不必要なものが来てしまったら，逆にその処置で現場は大変になるので，向こうから要請があれば送る体制はすぐ整えたということはありません。

それから，市長会で26市が交代で8泊9日ぐらいでそれぞれの市から要員を出して，市の職員でないと罹災証明の問題とか，プロとして，やり得ない，ほかの人では駄目なことがありますから交代でやろうということ。

それから，もう一つは富山市からまた連絡があって，石川県からの第二次避難所として富山市のホテルを開放することにしたから協力してくれないかという御要望があったことから，ついこの間，2人ほど，その打合せで富山市に行って帰ってきたところです。その後具体的にどういう支援になるか，まだ私ものはっきりは聞いていないのですけれども，矢継ぎ早にそんなことをやっております。

現地に行った人間から聞いた話ですけれども，何であんなにもどかしくも救援物資が5日たっても1週間たってもなかなか現場に届かなかったのだというような感覚はあるのですが，それはある程度無理もないというのは，地形も非常に急峻な部分もある，あの能登半島の一帯で，四百何十か所に2万何千人が避難して，これの

特定が簡単にはできないのです。そうかもしれませんね。もともと我々の都会と違って、そんなに道も発達しているわけではないし、それが寸断された。現地に行けないわけではないから、自衛隊の方が近くまで行って、あとはもう延々歩いていく。元から予定されていた避難所もあれば、公共施設にぱっと5人、10人逃げ込んだところもある。そんなものが四百何十か所。

それで、現地ではその方たちが例えば自分の氏名、住所を書いたとして、そのようなフォーマットも統一されていないものが、もし電話回線があるとしたら、石川県だから金沢の本部に送るとしますよね。そんなものが500枚、1,000枚ばらばらに四百何十か所から来る。名前までは要らないけれども、避難所に何人ぐらいいて、どこの避難所は何を要求しているかが分からないといけない。ああ、なるほど、それは大変だと。

この辺で今日の主題ではないのでやめますが、我がまちにおいても、そんなに油断はできないぞと思っています。平地だし、都会だから便利だという妄想がありますけれども、そうではないと思うのです。我々は常に避難所で32か所想定して、激甚のときはもうちょっと増えるかもしれない。例えば50か所だとして、それでソフトを操ることのできる職員を例えば2人ずつ配置するとしても100人必要です。

100人の人間を想定はしていても、激甚災害になれば、自分もやられているわけなので、それをどれくらい迅速に配置できるか。市民の方にお手伝いはいただけるかもしれないけれども、その方たちに我々が日々シミュレーションや訓練をやっているだけのことをすぐに理解していただくのも多分難しいのではないかと。

機械機器を持ったソフトに精通した人間が配置されれば、本部も含めて、全体が情報共有できるわけだから、これはもう次の手段に訴えかけられるのですけれども、いや、都会といえども大変だということを今回痛感いたしております。都会といえども、車が使えないかもしれません。渋滞するし、道が寸断されるし、自転車も危ないかもしれない、自転車も使えるかどうか分からないというようなこと。

あと、市報にも書きましたが、我々のところがもっと心配なのは、人口密度が非常に高い。1平方キロ当たり1万人以上住んでいるところで、激甚災害のときはある程度の火災は多分不可避だと思うのです。そうすると、あの阪神・淡路のときのような、もう手のつけられないような、自然鎮火するまで、もうなす術がないと、そういうことが大都市圏においては地方よりも不安材料かなとか。

今日の協議会の話ではありませんが、そういうことなので、新年会でいろいろお邪魔するたびに、ぜひ団体として、個人として、いろいろお考えいただいて、より現実的にできる準備をよろしく申し上げますと言いつけている現状であります。

それから、さっき申し上げた東日本大震災を契機として、調布市の防災教育の日というのを4月の第4土曜日に実施するということになっていまして、あれなども今さらながらに貴重なものだと思います。各御家庭に協力してもらいたいのはなかなか難しいところもあるはずなのですけれども、これなども充実させていきたいと思っております。

それで本日の協議会でございますが、青少年表彰の審査が昨年10月に終わっておりますので、令和6年度調布市青少年表彰の実施についての協議を行います。その他、調布市の子ども・子育てに関する総合計画である第3期調布っ子すこやかプランの策定について、市内小・中学校における不登校の現状と方策についてなどを議題と予定しております。限られた時間ではございますが、よろしく願いいたします。

5 資料確認

6 報告事項

(1) 令和5年度調布市青少年表彰式について

会 長： それでは、議題3「報告事項」の(1)令和5年度調布市青少年表彰式について、事務局から報告をいたします。

事務局： それでは、報告させていただきます。資料2を御覧ください。令和5年度調布市青少年表彰式について説明いたします。

10月に開催した第2回青少年問題協議会での審査の結果、今年度は個人7名と2団体の合計9件分の表彰を行うことに決定いたしました。各候補者の詳細につきましては前回の審査時に詳細を説明しておりますので省略しておりますが、推薦のあった全員が表彰の対象として選出しております。

なお、表彰式についてですが、3月2日土曜日の午後2時から、たづくり大会議場での開催を予定しております。今年度は新型コロナウイルス感染症の扱いが5類に変更されたことに伴い、規制がない中での開催となります。表彰対象者の親族だけではなく、推薦者や担任の教師など、幅広く開催について案内を行う予定です。

また、今年度は表彰式と併せて、健全育成推進地区委員会の活動を10年以上継続した方を対象に感謝状の贈呈も実施いたします。こちらは委員の任期に合わせて2年に1度実施するもので、今回は令和3年度に実施いたしました。対象者は確認中ですが、約40名を予定しており、表彰式の中で代表の方に感謝状の贈呈を行います。

このように今年度は多くの方が参加する式となる見込みですが、市内においてインフルエンザや新型コロナウイルスの流行が度々起きていることを踏まえ、コロナ禍同様とまではいきませんが、事務局では手指消毒の徹底やマスクの着用など、感染症対策に留意した表彰式を開催してまいります。

説明は以上となります。

会 長： 御意見、御質問等ございましたらお願いします。概要ということでよろしいでしょうか。では、この期日ということで御承知おきいただければと思います。

7 協議事項

(1) 令和6年度調布市青少年表彰の実施スケジュールについて

会 長： 続いて、次第4「協議事項」に移ります。(1)令和6年度調布市青少年表彰の実施スケジュールについて。

事務局： それでは、説明させていただきます。資料3を御覧ください。令和6年度、来年度の調布市青少年表彰の実施スケジュール案について説明させていただきます。

これは、10月に開催した第2回青少年問題協議会で説明したとおり、表彰候補者の募集開始時期の変更に伴い、募集期間が例年よりも約1か月短くなってしまったなどの新たな課題が生じたことにより、その解決に向けて、募集の開始時期を7月に開催予定の第1回青少年問題協議会の開催よりも前とするため、今回、協議を行うものです。

来年度につきましては、今年度同様、例年よりも募集の開始時期を早め、6月上旬から表彰対象者の募集を開始したいと考えております。本年度は第1回青少年問題協議会開催後の7月中旬から募集を行っていたため、さらに1か月程度早めることとなります。これは、前回にお伝えしたとおりとなりますが、7月からの募集とするとすぐに夏休み期間に入ってしまう、推薦者の方が学校と相談しづらくなってしまふという御意見をいただいたことなどに伴い、変更を行うものです。

なお、候補者募集の開始時期を年度当初からとしない理由につきましては、専門調査員会で、募集期間が長過ぎると間延びしてしまい、候補者が逆に減ってしまう、4月の年度切替えのタイミングで組織体制が変わる推薦者もあり、組織体制が変わったばかりだと募集の開始の通知が埋もれてしまう可能性があるといった御意見をいただいたため、6月上旬頃からの募集としております。

募集の締切りについては8月31日とし、9月中旬から下旬頃に専門調査員会を開催し、推薦内容が表彰に該当するかどうかの審査を専門調査員の皆様と実施いたします。その結果を10月中旬に開催予定の第2回青少年問題協議会の場で報告のうえ、表彰対象者を決定いたします。

なお、候補者の募集や審査に当たっての規定等を資料4及び資料5として配付しておりますが、これらについては昨年度からの変更はございませんので、例年どおりの審査等を実施してまいります。

最後となりますが、表彰式については例年どおりの時期の開催とし、来年度は3月9日日曜日を予定しております。こちらにつきましても前回お伝えしたとおりとなりますが、表彰対象者の決定後すぐの開催とすると、高校、大学の受験時期と重なってしまう、表彰対象者の負担になってしまうことから、これまでどおりの3月上旬で開催するものです。

令和6年度調布市青少年表彰の実施スケジュール案についての説明は以上となりますが、このようなスケジュールでの実施について御協議をお願いいたします。

会長： 御意見、御質問等ございましたらどうぞ。――御質問をもらうためにもというか、ひょっとして懸念されることがあるとすればというと、どういうことになるのかな。

事務局： 今年度も7月から募集を開始したときに、推薦しようかなという保護者の方からの御連絡だったのですけれども、7月の中ぐらいからの募集としてしまうと、学校のクラブ活動で頑張っている子を推薦したいと思っただけけれども、学校が夏休みに入ってしまったから先生に相談できなくて、ちょっと推薦の余裕がないみた

いなお話をいただいております、そういった懸念点を改善するために今年は6月からの募集ということで変更をしております。

懸念点というところではその1点のみかなと考えております。

会長： だから、解消ではなくて、逆にこうやることで何か心配に思うことはないということでもいいのか。

事務局： 皆様の御意見を踏まえてスケジュールを変更するものでございますので、大きな影響はないものと事務局では考えております。

会長： 各委員のお立場から何かありましたら出していただければ。ありますか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。では、やってみるということで。やってみて初めて分かることもあるから。では、このようなスケジュールの微調整をさせていただくということで御承知おきください。

事務局からの説明は以上でございます。

8 情報交換

(1) 第3期調布っ子すこやかプランの策定について

会長： 続きまして、議題5「情報交換」に移ります。

まずは、(1)第3期調布っ子すこやかプランの策定についてとなります。現在、子ども生活部では子ども・子育てに関する総合計画である第3期調布っ子すこやかプランの策定に向けた検討を行っております。本件については担当である子ども生活部子ども政策課が情報提供を行います。では、お願いします。

担当： 資料6をお願いいたします。第3期調布っ子すこやかプランについて説明いたします。

すこやかプランは調布市における子ども・子育てに係る総合的な計画ですが、現行のプランが令和6年度で計画期間を終えることから、現在、令和7年度からの5年間を計画期間とする第3期調布っ子すこやかプランの策定に取り組んでいるところです。

すこやかプランはこれまでも子どもに関連する複数の計画を一体としておりますが、第3期のプランにおいても、こども基本法に基づき、新たに策定することとなった市町村こども計画を中心として、そこにその他の子ども・子育てに関わる7つの計画を包含する予定としております。

市町村こども計画は国のこども大綱や東京都のこども計画の内容を踏まえて策定することとされており、こども大綱では子ども施策に関わる基本的な方針のほか、ライフステージごとの重要事項などが定められております。

今回の計画策定プロセスの特徴点として、子ども・若者の意見聴取というものがございます。令和5年4月に施行されたこども基本法において、子どもに関する計画の策定等を行う際には、当事者である子ども・若者からの意見を聴取し、計画への反映に努めることとすると規定されております。

この意見聴取に係る具体的な取組としては、既に今年度から子ども・子育て会議に大学生2名に委員として参加いただいているほか、今現在取りまとめているが、就学前児童、小学生の保護者や中学生などから39歳までの子ども・若者を対象に、それぞれのニーズ調査を実施しているところです。

また、その他の意見聴取方法についても、子ども・子育て会議の意見を踏まえて新たな手法等を検討して、子ども・若者から幅広く意見を聞き取り、プランに反映できるよう進めているところです。

最後に、今後のスケジュールについてですが、今年度中にニーズ調査の取りまとめを行い、今年10月頃までに子ども・若者からの意見聴取を踏まえて、子ども・子育て会議で内容を議論したうえで、11月から12月のパブリックコメントを経て、来年3月にプランを策定する予定としております。

なお、この子ども・子育て会議につきましては、この間、月1回程度開催し、学識経験者や保育園、幼稚園の事業者、保護者代表、教育関係者などの委員からの意見を踏まえ、プランづくりを進めてまいります。

説明は以上です。

会長： 説明は終了いたしました。プランの策定について、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、御承知おきいただいて、またこれからのプロセスを経る中で御紹介することになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(2) 市内小・中学校における不登校の現状及び対策について

会長： 続いて、(2)市内小・中学校における不登校の現状及び対策について。昨年度、教育部指導室から学校現場でのICT機器を使った現状について情報提供いただきましたが、今回は不登校児童の現状とその対策についてとなります。教育部指導室から説明をいたします。

担当： よろしくお願ひいたします。市内小・中学校における不登校の現状及び対策について、資料7をもとに御説明させていただきます。

ここで申し上げる不登校とは、心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者のことを言います。国の調査では年間の欠席日数30日を超える者を不登校として計上しております。不登校は誰にでも起こり得るものであり、決して悪いことや問題行動ではないという前提に立って支援を行っております。

続きまして、不登校の状況について説明いたします。

令和4年度、市内小学生の不登校の子どもは210名、市内中学生は254名、合計464名となっております。年々増加傾向にあります。ちなみに全国全て合計しますと、小・中学生の不登校の数は29万9,000人となっております。

不登校を考える場合、自治体の規模や子どもの数によって状況は異なるため、どの程度の割合の子どもが不登校になっているか、いわゆる不登校出現率というもの

を考えていく必要がございます。

昨年、令和4年度は市内において1.84%の小学生が不登校ということになります。国の平均の出現率1.70となっております。市内の中学生の不登校の出現率5.66%となっており、国が5.98%ですので、小学生の不登校出現率は国よりも若干高い、中学生の不登校出現率は国よりも低いという状況でございます。

続きまして、市内の学年別の不登校の児童・生徒の数になります。昨年度は小学校6年生から急激に不登校の子どもが増えているという状況になっております。年によって若干の違いはありますが、おおむね小学校高学年から中学生にかけて不登校の数が増えていく傾向でございます。

続いて、不登校の要因についてとなります。学校に係る状況の要因、家庭に係る状況の要因、本人に係る状況の要因で分類しております。

小学校の不登校の要因ですが、最も多いのは無気力、不安。続いて、親子の関わり方。そして、生活リズムの乱れ、遊び、非行となっております。

中学生については、最も多いのが同じく無気力、不安。続いて、いじめを除く友人関係をめぐる問題、そして、生活リズムの乱れ、遊び、非行となっております。

なお、こちらの調査は学校が回答したものになっておりまして、果たして本当にそういった要因であるかというのは学校側の捉えとしての調査となっております。保護者や子どもに直接聞き取った公的な調査というのはなかなかないのですが、ここには記載しておりませんが、最新のもので令和2年に国が取った調査がございまして、小学校6年生と中学校2年生の子どもを対象とした調査では、最も多いのは先生のことというのが30%、体の不調が27%、生活リズムの乱れが26%。そして、2割強の子どもが不登校になったきっかけが何か自分でもよく分からないと回答しているという調査結果もございます。

続きまして、調布市で今取り組んでいる不登校の取組と今後の対策について御説明いたします。これにつきましては本日別でリーフレットを御用意させていただきました。こちらのカラー刷りのリーフレットをもとに御説明させていただきます。

調布市では様々な不登校対策を行っておりますが、それぞれが個々で存在しており、なかなか概観できるものがないという保護者や学校からの要望を受けて、今年度新たに作成したものです。

見開きを御覧ください。こちらが現在、調布市において行っている不登校の相談先・支援機関の一覧になります。緑色で示してあるものは教育委員会が所管している事業になります。黄色で示しているものについては教育委員会以外の児童青少年課等が所管している事業となっております。少し詳しく御説明させていただきたいと思っておりますので御覧ください。

①校内支援についてです。学校には登校できるけれども、なかなか自分のクラスには入れないというお子さんが一定の数おります。そういった子どもたちのために各学校ではステップルームと呼ばれる別室で支援をするお部屋を設けております。ただ、施設の状況や人員の状況によって、その実施の体制については各学校によ

て若干異なります。

続いて、②教育支援コーディネーターについてです。指導室には元校長を中心に教育支援コーディネーターとして、不登校の相談等に対応しております。

続いて、③スクールカウンセラーです。東京都では各学校に1名ずつスクールカウンセラーを配置しておりますが、調布市ではさらに充実させるため、市独自にさらに1名、各学校に配置しています。各2名、週1回ずつ配置しております。

続いて、④教育相談所です。保護者の方からの様々な御相談に電話や来所して相談をお受けしております。

⑤スクールソーシャルワーカーについてです。福祉の専門家になります。学校や関係機関をつなぐ役割を担っております。現状4名のスクールソーシャルワーカーが学校からの依頼を受けて派遣するという対応を取っておりますが、来年度以降さらに充実させるため、人員を増員し、かつ依頼があつて派遣するのではなく、何もなくても学校にいる配置型に転換していきたいと考えております。

続いて、1つ飛ばして、⑦と⑧を御紹介いたします。

⑦適応指導教室，太陽の子。こちらは小学生を対象とした居場所になります。学校に通うことができない子どもが小集団で学習やグループ活動を行っております。

⑧不登校特例校分教室，はしうち教室。こちらは中学生を対象とした学びの場所となります。調布市のはしうち教室は全国初めて設置された分教室型の不登校特例校になっております。文部科学省から認可を受けて、特別な教育課程を編成しております。国はこの不登校特例校，名称が今後，学びの多様化学校と変わりますが，全国に300か所設置するという方針を示しております。全国各自治体や議員の方々から多数視察をいただいております。関心が高まっているところになります。

⑥に戻らせていただきます。訪問型支援，みらいです。太陽の子やはしうち教室は家を出て，学校に準ずるような居場所に通うという場所となっておりますが，なかなかそこに至らない，御家庭から出るのもなかなか難しいという子どもが一定数いますので，昨年度新たに立ち上げた事業になります。教育支援コーディネーターや心理士を直接子どもの御家庭に派遣して，学習支援や相談に応じるという業務です。中学生においては御家庭ではなく，例えばあくろすですとか，公民館ですとか，近隣の施設に来てもらって，そこでマッチングして支援を行うという取組も行っております。

続いて，⑨テラコヤ・スイッチです。こちらは毎週木曜日の放課後の時間帯に教育会館の一室を開放して，大学生や大学院生が相談や遊び，勉強の相手をするという事業になっております。

続いて，⑩メンタルフレンドです。こちらは小学生，中学生の御家庭に大学生や大学院生を派遣して，おしゃべりをしたり，ゲームをしたり，勉強したり，あるいは学校と一緒にいたり，そういった活動をしております。

⑪学校に行きづらい子どもの保護者の集いです。保護者の方が孤立しないように，横のつながりをつくれるようにということで，年間4回開催しております。有識者

による御講演や保護者同士のグループ討議などを通して関係を深めていただいております。

なお、この⑨から⑪の3つの事業については、東京都内にあります教員養成系大学である東京学芸大学と連携した事業になっております。

⑫から⑮については児童青少年課の所管事業となっております。こういった事業も連携しながら活用していただいているところでございます。

では、説明に戻らせていただきます。調布市における不登校支援の方向性を明らかにするため、現在新たに調布市不登校支援プランというものを策定しております。検討委員会を開催し、パブリックコメントも実施しながら、現在策定に向けて準備を進めているところでございます。

最後です。国は不登校支援の基本的な考え方を昨年示しました。ここに掲載しております誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランです。COCOLOプランは、Comfortable, Customized, Optimized, Location of Learningの頭文字を取っているものになります。学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があると示されております。

調布市教育委員会といたしましては、不登校は決して悪いこと、問題行動ではないという前提に立って、しかしながら、学びにアクセスできないという子どもをゼロにするために、今後も関係機関の皆様と協力しながら支援をしてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

会長： 説明は終了いたしました。どなたか御意見、御質問がありましたらどうぞ。

委員： 御説明ありがとうございました。不登校の保護者の方が、例えば何年か不登校のまましていると担任の先生が替わってしまって、あまりお話ししたことがない方で、学校に相談するのが難しい場合もある。例えば、メンタルフレンドは学校へ問合せと書いてありますけれども、もし学校に聞きにくい場合に、教育相談所とか教育委員会の施設で相談することは可能なのでしょうか。

担当： 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、不登校が長期化している御家庭、特に保護者の方はなかなか学校に連絡するのが難しい状況にあるということは承知しております。教育委員会ではこちらのリーフレットの中の②教育支援コーディネーターがいわゆるコーディネートする役割を担っておりますので、保護者の皆様にもこちら、リーフレットをメール配信でお配りしていますので、こちらの部分を御紹介して、まず、第一義的に教育委員会のコーディネーターが相談に乗るということを進めているところでございます。

委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

会長： ほかに何かございますか。——何かさつき新しそうな名称で、何と言われた？ 多様な学びの何とかと（「学びの多様化学校」の声あり）。その言葉に何か、そういうネーミングに苦労しておられる方の心情があふれているような気がするね。こ

これは私個人的な考えですが。

一定数、同じパーセンテージ、昔もあったのだと。これはなかなか検証できない話なのだ。ただ、強制的に学校へは行くものだというように、社会も家庭も、それが正しいとその当時は思いこんでいたからという違いもあるのかもしれませんが、この問題に関する議論が議会を含めて非常に多くなってきているのが実情です。

時々思うのは、国によってパーセンテージが違うのだらうなど。であれば、就職してから自分を失ってしまうようなケースも含めて、国の現状みたいなものが何かしら影響を及ぼしているのではないのだらうかなと考えることすらあります。

そうすると、病巣は人によって捉え方が違うけれども、どこをどう治していけば、直接、または間接にこういう問題も少しずつ事態の深刻さが薄れてくるか、そうなればいいかなぐらいで、特効薬、タミフルみたいなものが社会的に見つかっていないのというようなことを考えますが。

何か御質問、御意見等ございますか。

委員： 私の認識不足なのかもしれませんが、③のスクールカウンセラーは週1回学校にということなのですけれども、例えば、子どもが相談へ行くときに、たまたまカウンセラーがいたら相談に行けた場合が多いと思うのです。ところが、昨日来たのかと思った子が1週間その悩みを持って翌週行くかということ、それはなかなか難しいのかなと思うのです。

そうすると、週1回ではなくて、もう少し回数を増やしてあげたほうがそういう相談に行く子どもの悩みを受け取れる回数が多くなるのかなと思うのですが、それにはいろいろな社会的な要因とか予算とかがありますから一概にはあれですけれども、できたら少し考えていただけると子どもの悩みというか、そういう相談がしやすい雰囲気というのはできてくるのかなと思ったりするのでということです。

担当： ありがとうございます。現状、東京都は週1回、各学校1名の配置ということで、予算でいうと日額4万4,100円という、かなり手厚い支援をしていると考えております。ただ、その1日ではなかなか足りないということで、調布市のほうといたしましては、市独自にもう一名配置して、週2日はスクールカウンセラーがいるという状況を今つくっているところです。

具体的な相談に乗っている状況などについては、お話いただけますか。

委員： ありがとうございます。スクールカウンセラーについては特別な配慮をしていただきまして、今、週3日、カウンセラーがいます。それぞれカウンセラーたちも本当によくやっただいて、予約をするような体制を取っているのです。ですので、週3日でもほぼ満杯の予約で、ある日突然、今日カウンセラーに行きたいのですというのは突然だとなかなか難しいのですけれども、そういう場合は、この子はすぐだなという場合は予約よりその子優先ということもごくまれにあります。

だから、カウンセラーがいなくても、いろいろな教育相談体制を取って、カウンセラーがいない日にいろいろなサポートの方々に聞いていただいたり、教員が聞いて、その後カウンセラーにつないでいくという体制を取ってやっていくというのが

現状ですので、その日にいなくても、きちんとつなげる体制を取っていくということが大事かなと。そのように考えています。

委員： ありがとうございます。

会長： だから、平均すれば2、3日に1人はおられるということですかね。

委員： そうです。

会長： 私自身もこの件について、あまり詳しく説明を受けたことはないのだけれども、どういう方が多いのですか。

担当： 国家資格の公認心理師、もしくは臨床心理士の資格を持っているということが条件になっておりまして、大学院を出て資格を持っている者が配置されていますので、心理的な面からのアセスメントをしたり、関係機関につなげたりという立場の者が就いております。

会長： 調布だけではなくて、複数の学校から頼まれている。そういう人も多いのですか。

担当： 基本は1校勤務なのですが、状況によっては2校勤務、あるいは3校勤務の者もおります。

会長： ありがとうございます。ほかにこの問題、何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、またいろいろな問題点が出てくれば、別の機会に御説明いただくとして、指導室からの情報提供は以上とさせていただきます。

(3) 調布警察からの情報提供

会長： 続いて、(3)調布警察署からの情報提供です。よろしくをお願いします。

委員： 調布署の少年係で取り扱った事案、事件を数件、御紹介をいたします。

1つ目は侵入窃盗事件。少年が学校の教室内から被害少年のランドセルに取り付けてあった自宅の鍵を窃取し、被害少年宅に赴き、鍵を使用して室内に侵入して、被害少年宅にあったICカード、PASMOを窃取。そのPASMOで飲料水等を購入したという、ちょっと珍しい事案がありました。

あと、ネット、スマホを使用した事件でございます。加害少年がスマホのLINEで同級生の被害少年に裸の写真、陰部の写真を送信するよう要求したという、少年でもこういう事案が発生しているということでございます。

その他として、これは調布署以外でもある事案なのですが、少年が塾に行きたくないと言い訳をして、塾に行く途中、知らない男に目隠しされて車に乗せられたと虚偽の訴えをして、祖母が110番通報したということです。これは最近多いですね。塾に行きたくないという理由で虚偽の申告をするというのは。私、前任の代々木でも3件くらいありましたので。

最近の傾向で、コンビニ、書店、玩具店等での飲食品やカードゲームのカードパック、あと、玩具等を万引きするのでもあるのですが、最近は触法少年ですね。暴行傷害、侵入窃盗、ネット犯罪等、悪質な犯罪の低年齢化が見られます。

当署といたしましては、スマートフォン所持の低年齢化に伴い、LINE、イン

スタグラム、オンラインゲーム等のインターネット上における誹謗中傷等のトラブルで被害が見られ、保護者がそういう相談をしてくれますので、小・中学校教師、保護者を対象に管内学校を訪問し、携帯電話事業者と共にインターネット上の危険性やフィルタリングなどの指導強化をしているところでございます。

以上となります。

会長： ありがとうございます。最初の窃盗の事例は、被害を受けた少年との間のトラブルか何かはあったのですか。

委員： トラブルは少なからずはあったのでしょうか。

会長： ちょっと異なる事件ですね。

委員： そうですね。なかなか珍しいですね。

会長： 喧嘩して鍵を隠すぐらいのところではなくて、完全にその家庭を狙って入っているわけだから。

委員： 悪質ですね。なかなかレアな事案でございます。

会長： かなり厳しい指導を行うのでしょうか。

委員： そうですね。

会長： そういうものが出てくるというのはちょっと不安ですね。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

では、またよろしく申し上げます。

(4) 多摩児童相談所からの情報提供

会長： 児童相談所の件については委員が欠席なので、配付資料を御覧いただければということとなります。

(5) 中学校校長会からの情報提供

会長： (5)中学校校長会からの情報提供ということでよろしく申し上げます。

委員： よろしく申し上げます。多少言うことを考えていたのですが、今、学校での問題行動というのは本当に少なくなっているなど思っています。問題行動というのは、昔の昭和の時代のような学校間抗争だとか、いわゆる不良行為だとかは、反社会的な行動を示す子どもが本当に少なくなっているという実態があると思います。それは調布警察もそのように捉えていらっしゃいますよね。

委員： そうですね。

委員： 何か反抗的になったりとか、反社会的というのは非常に少なくなっているという、各中学校そうだと思うのですが、その反面、指導室からもありました。不登校の問題だとか、特別な支援が必要なお子さんが多くなったり。また、SNSの問題が多くなっているのかなど。そんな状況があると思います。

中学校として、今、何とかしなければいけない問題は幾つかある中のSNSの問題というのはとにかく何とかしなければいけないだろうと考えています。という

のは、中学生が扱うにしては様々な機能がついているので、いろいろなことができ
てしまう。それでどうしてもそのことで人を傷つけたりとか、不適切な使用で迷惑を
かけてしまうということが実際には起きています。

前回も言ったかもしれないですけども、各学校、SNS独自のルールを作っ
ていまして、SNS学校ルールというものを作って、子どもたちや保護者に啓発して
いると。学校には道徳の授業等もあるので、道徳での授業の中にSNSの扱いなど
を扱って、こういうケースがあるよ、こういうことは危険だよというようなことは
子どもたちにも訴える機会は多く持っています。

また、調布警察と連携をして、セーフティ教室などでSNSの使い方を定期的
に子どもたちに訴えているところですが、それでも起きると。その都度、指導して
いくのですけれども、それで大事になってくるのが情報が確実に大人に入ってくる
というよりも、情報を得る関係性を持っているということが学校として大事なな
と思っています。何かこの子が傷ついたみたいだよ、この子がこんなことを送った
みたいだよというのをすぐ言える関係性を築いているかどうか子どもが傷つきに
できるだけ早く対応できるということになってくるのかなと思っています、本校でも
そういうケースはあるのですけれども、すぐに対応すると。

そのためには子どもと大人の間関係が大事になってくるなと考えています。そ
れが入ってこない、もう大きくなってから後から分かったかということになるの
で、子どもの様子をよく見ながら情報が入ってくる関係づくりを各校つくっている
のかなと思っています。

すごく大きな問題というのは、今、聞いていないのですけれども、各校ちよくちよ
くあります。

あと、いじめの問題は、いじめの定義が今、一定の人間関係の中で心身に傷つく
行為があれば、これはいじめと捉えているので、誰でもいじめの加害者になるし、
誰でも被害者になり得るということで、本校は毎月いじめのアンケートを実施して
いるのですけれども、そこから把握できるいじめ事案と、教員が発見だとか、そう
いう事案というのがあります。

傷ついたという状況があれば、もういじめと捉えますので、そうなってくると今
度、難しくなってくるのは、誰もがいじめたつもりはないということがほとんどで
すね。いじめたつもりはなかったとか、そんなつもりではなかったとか。「いじめ
の加害者になりたいか」と聞いたときに、「なりたい」と答える生徒はゼロです。

ただ、加害者のほうがきちんと理解されていない。これはいじめだということ
を理解されない保護者がいるというのは先日のいじめ対策問題委員会でも話題にな
っていましたが、きちんといじめの定義が保護者や子どもに理解されていると
いうことが大事なな。要するに傷ついたら、傷つく行為、またはそういう言動が
もういじめになるよと。無視したつもりではなくても、無視されたと思われたら、
これはいじめと捉えられるのだよということもその都度子どもたちに話をして保護
者にも理解されないと、いや、そんなつもりではありませんでしたとか、なかなか

対応が難しくなってくるケースがあるかなと思っています。

あとは、不登校の問題というのは、今、各校それぞれ対応しているところですけども、不登校の要因は先ほど指導室からあったように本当に多様化しているので、こうすればこうなるという答えがない。お子さんのそれぞれの状況がそれぞれ違いますので、この子にはこういう手だてが必要、この子にはこういう手だてが必要ということで動かなければいけないというところで対応しているところです。

各学校、週に1回、学校の中で校内委員会というものを設けていまして、不登校に関わるお子さんへの支援体制をきちんと確認していくという体制を取って、一人一人見取りながら、この子にはこういう支援が必要だねというようなことを協議して、これが大事だというものは関係機関と連携して、子どもの学びを止めないといえますか、いわゆる学校復帰だけを目指そうというよりは、指導室からあったように、きちっと学習が保障されている状況になるのかというものを確認しながら対応しているところです。

ただ、お子さんによってはもう学習できるような状況ではない子もいますし、中にはもう本当に部屋から出てこない子もいますし、どうやってもコミュニケーションを取れないお子さんもいたりしますので、その要因としてはいろいろなことが考えられるのですけれども、1つではないということが言えるかなと思っています。

ということで、現状としては毎回同じような話をしていますけれども、こんなことでやっています。本当にいろいろな機関と連携、いろいろなところにお世話になっているので、学校としては本当にありがたいです。すこやかも多摩児童相談所もそうですし、調布警察もそうですし、いろいろな方に連携していただけるので助かっているかなと思っています。ありがとうございます。

以上です。

会長： ありがとうございます。今のお話に関して、何か御意見等ございますか。はい、どうぞ。

委員： 今、不登校の問題でいろいろ話が出ていましたけれども、先ほどの指導室からの資料なのですが、その中で不登校の要因ということで、無気力、不安というのがありますよね。それで、原因が分かれば、それに対する、例えば、いじめで来られないとか、そういうのだったら、いじめを学校の中で、お互い謝らせるとか、そういうのをよく聞くのですけれども、そういう原因があればいいのですよね。だけれども、原因がない子は何だろうかなと思って、それが一番。何か無気力、不安というのが一番多いのですけれども、それがすごく不安なのです。これからの子どもたちのことを考えたいです。

そうすると、今、子ども・若者支援をやっているのですけれども、その若者は幾つまでですか。私は39歳までと聞いて驚いたのですけれども、そういう無気力な子がそのようになっていくのではないかな。そういう子がどんどん増えたら、子ども・若者支援で39歳まで見なければいけないのかなと。そんな不安をちょっと思って質問させていただいたのですけれども、その辺はどのような考えなのですか。

委員： 事例として、私、前の学校にいたときに、はしうち教室が卒業生を呼んだりするということをやっていたのです。二十歳ぐらいの子が大学生になっています。中学校のときに不登校でしたという子が不登校の子たちに話したり、保護者に話したりするようなことをやっていたのですけれども、そこに来る子たちは、二十歳ぐらいの子とか、大学生になっている子は確かに不登校だったけれども、あれはいい経験でしたとか、今、大学生ですと。何で不登校になったか、それが分からないと言ったりするのです。そのときは本当に行きたくなかったと。これは1つの事例ですよ。本当にただただ行きたくなかったのだと。

親御さんからも毎日行け行けと言われるのがストレスで、あるとき3週間ぐらいしたら親が諦めてくれて、そこから楽になって。それで不登校だったのだけれども、行きづらいし、行かなかったし。でも、今、大学生だし、教員を目指しているし、あれはあれで自分としては必要だったのかなという声があったりとか。

中学校のときは結構学校登校主義だったけれども、それは後になったらいい経験になっていただとか、そのときにこういう学びをしたとか、そういう声というのは、ずっとそのまま、13歳ぐらいの不登校の子が39歳までずっとその心理状況かという、そうではない子も多分多いのではないかなと思います。

そうならないのが一番。39歳になってもひきこもりとか、その要因になってしまっただけが一番困ることだと思うのですけれども、いろいろな支援の在り方を検証して、その子を社会にどうやってつないでいくかというのを私たちがいろいろな手だてで考えていくことが大事なのではないかなと思っています。

当時は確かに無気力だった。でも、そういう時期を経て大人になったときに、自分は変わったのだなとか、そういう経験とかも、もしかしたらあるのかなと。だから、不登校を問題行動としないというのはそのような考えも1つあるのではないかなと私は思っています。すみません。お答えになっているかどうか。

委員： そうですか。ありがとうございます。それで、実際に今、18歳が成人になりましたよね。それから39歳までの間の若者支援の中で、どれぐらいの支援をしているのか。そのパーセンテージというのは、子どもと若者と分かれたときに、成人を過ぎた人がどのぐらいの支援をしてもらっているのかというのは大体どれぐらいなのか。

事務局： パーセンテージという意味では把握はできていない部分があるのですけれども、例えば児童青少年課では、子ども・若者総合支援事業ここあとという相談機関を持っています。そういった専門機関に相談している人数というのは把握しているのですけれども、18歳を超えてきますと、そういう子ども・若者の相談機関だけではなくて、例えば心理的、メンタルの部分については心の専門の相談所に行ったりですとか、あと、原因がお金がないとかはっきりしているようでしたら、それぞれの専門機関のほうに自身の判断で相談できるようになっています。そういった部分についてはそれぞれに相談していってしまう部分がありますので、今現在、それが何%いるのかという明確なものというのは国、あるいは東京都、調布市としても十分に把

握はできていないという状況かなとは思っております。

先ほど来、お話のありましたとおり、やはり幼少期や小学生、中学生ぐらいから、不登校になってしまったり、不登校の中でも居場所が本当に見つからなくてひきこもりになっている子ども・若者がいらっしゃるかと思います。実際に若者の支援に当たっている者の話を聞きますと、そういう若者はやはり小学生、中学生ぐらいから不登校になっていると。特にその辺り、ひきこもりになっている子については、18歳を超えてもひきこもりというのが続いてしまって、そのまま青年期、中年期を迎えていくというケースが非常に多いとは聞いております。

委員： やはりそういう幼少期からずっとひきこもりというのは多いですか。

事務局： 引きずってしまっている人の割合というのは高いと考えます。

委員： そこが一番困るといえるか、心配ですね。社会に適應できていないというようになってしまうというのは。

事務局： そうですね。適應の仕方がよく分からないとか、先ほど社会とつながることが大事だということで委員の方からもお話があったと思うのですが、つながり方がよく分からない、1歩の踏み出し方も分からない。一番問題となるのは、その間、家族の支援を受けられていればいいのですけれども、やはり家族の支援が途切れてしまうケースもあるかと思います。ですから、そういった方たちについて、ここあもそうなのですけれども、多面的にいろいろ支援していくというのが非常に大事なのかなとは捉えているところです。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： ほかに何かございますか。――時々思うのですが、あの人はちょっと変わっているから。でも、現実を考えれば、誰もが少し変わっているところを持っている。変わっている、変わっていないの基準は何なのだろう。心理学的にいろいろな分析は進んできているから、例えば、幼少期から手厚くケアをして見てあげなければいけない子どもたちも、昔と比べていろいろな事象があるわけだと。

よく言いますよね。そういう中で、ある分野ですばらしい能力を持った人たちもよく含まれている。例えばエジソンだとか、何かいろいろいるけれども。その変わっているということは何なのだろうというのと、少し変わっていても社会の中ですばらしい貢献だとか、技能実績を上げる能力は逆にあるかもしれないとか、そういうフラットな見方がどんどんどんどん含まれてくるといいかなとは思いますが、けれども、子どもだけの社会の中ではいろいろあるでしょうね。

また、今日のテーマではないけれども、これだけいじめが言われるときに、自分たちが子どものときだって、同様のことがないことはなかったと。大別すれば、私はいろいろな方の話を聞くと、いじめられる側、被害者はリーダーシップを取って非常に気はつらつやっていたけれども、1こま狂って暗転したときに、それまでのその人に対する感情が一気に集中して、みんなから無視されてしまうようなこと。それから、何かグループの中でうまくいかなかったときに防御本能というのが働いて、私はいろいろ努力して、全力で、これだけやったのだよと。いずれにしても、

非常に動物的な感覚，本能みたいなものに思いを致さないと，なかなか分からないのではないかと。

もちろん一つ一つの事例をみんなで検証というか，考えて解消するよというのではあれですけれども，根源的なことも並行して考えないと，言葉は非常に悪いですが，やはり高崎山と同じだと思うのです。動物の集団で起こることは。そんな感じもしてならない。もちろんなくなってほしいと。それはそれで減ってほしいと思うからそう思うのですけれどもね。ちょっと独り言が長くなりました。

ほかの報告等に関して，何か御意見，御質問はございますか。

委員： 後ほどでいいのですけれども，このチラシの説明をさせていただきたいのですが，よろしいですか。

会長： 説明ね。もちろんそれは。

委員： お願いします。毎年，この会議で配付させていただいているのですけれども，若者の再出発を支えるネットという団体がありまして，およそ15年ぐらい前から活動している団体で，最初は中学校の教員が生活困窮で塾に行けない3年生を公民館とかに集めて無料の学習支援をしていました。

私もそこでちょっとお手伝いをしていたのですけれども，そういう活動が後にここあを作っていただくことにつながっていったということがあり，ここあで中学生の学習支援と中学生以上の若者の支援をしていただいているので，今の制度で支えられない間のところを私たちがやろうということで，まずは市内の子ども・若者の支援機関をNPOとか任意団体につなごうということでサポーターズパーティーというのをやっております。

そのサポーターズパーティーのチケットを買っていただいたお金で高卒認定試験を受ける子どもたちの無料の学習支援とか，あとは制服が買えないという方にお金を貸したりとか，公的な制度でカバーできない隙間のところを埋める活動をしています。あとは児童養護施設の学習支援のボランティアとか，不登校の方の訪問でボランティアとか，そういうこともしております。

それで，このサポーターズパーティー，今年は3月31日にたづくり大会議場でやるのですが，働くというときにはハローワークやちょうふ若者サポートステーションがあるので，そのもうちょっと手前で働く体験をできるような活動の紹介ということで，ここあと，あと，4月1日から調布市に設置していただきます「ワークライフカレッジすとっく」という事業の説明をちょうふだぞうにさせていただくという予定があり，あとは来ていらっしゃる企業とか，健全育成推進地区委員会の方とか，元PTA会長の方とか，元教員の方とか，スクールソーシャルワーカーの方とか，いろいろな方が来てくださいますので，そこで顔見知りになって，地域の相談をどこにつなげられるかということを知るといこともできる会になっています。

毎年PTA連合会の会長さんにも来ていただいたり，多摩児童相談所長が来てくださった年とかもあって，本当にありがたく思っています。そこで顔をつなげるこ

とで、近所で心配な人がいるのだけれどもというときに、誰に言ったらいいかなということの方が分かったりとかしますので。よろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。御紹介をいただきました。また、この紹介の文をよく読んでいただければと思います。

ほかに何か自由に御意見等ございますか。はい、どうぞ。

委員： すみません。資料7なのですけれども、私どもPTA連合会でこれを共有しても構わないですか。

担当： はい、結構でございます。

委員： 大丈夫ですか。ありがとうございます。今、PTAでも不登校の問題はかなり問題視してしまっていて、これ、とても分かりやすく参考になるなと思って。今度、理事会があるので、そこで共有させてもらいたいなと思って。

担当： もしよろしければ、このリーフレットも併せて御紹介いただければと。

委員： そうなのですよ。これは多分大丈夫だろうなと思って。これと併せたら分かりやすいなと思ったので。このままPTA会長と共有しようと思っています。

会長： では、いいということですので、ぜひ有益に利用していただいて、全国に広めていただければ。よろしく願いします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。——ちょっと小さな話なのですが、さっきの調布警察の御報告の中で一番最初の友人の家に鍵で入っていくもの。これはどうやって露見したのですか。その少年はどうやって特定できたのですか。最初、誰が鍵を持っていたかは分からないと思うのだけれども。

委員： 聞き取りだったと思います。聞き取りで聴取して。

会長： とされる人を特定したのですか。

委員： はい。

会長： そうですか。分かりました。

以上で本日の協議会は終了させていただこうと思っております。

9 その他

会長： 次回を含めて、次第6「その他」、事務局から説明してください。

事務局： 次回ですが、令和6年度第1回青少年問題協議会につきましては7月上旬での開催を予定しております。詳細日程につきましては、決定次第、御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長： 御承知おきください。

それでは、本日の議題、終了いたしました。令和5年度第3回調布市青少年問題協議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会